

議案第73号

国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成5年3月23日議決）の一部を変更し、平成20年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を変更後の欄の表中太線で囲まれた部分に変更する。

変 更 後			変 更 前		
国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金			国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村	市町村負担金の額	事業名	市町村	市町村負担金の額
国営弓浜 半島土地改	米子市	事業費の額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分	国営大山 山麓土地改	米子市	事業費の額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分

良事業		<p>の51.38に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年とし、支払期間の始期を事業が完了した年度の翌年度とし、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）（米子市の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法）によるものとする。</p>	良事業		<p>の2.8に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第3号に規定する農用地の造成に係る部分にあつては支払期間（据置期間を含む。以下同じ。）を15年、据置期間を3年、農業用排水施設に係る部分にあつては支払期間を17年、据置期間を2年とし、支払期間の始期を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第7項第6号に規定する第一種工事等が完了した年度の翌年度とし、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）（米子市の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法）によるものとする。</p>
	境港市	<p>負担基準額の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p>		岸本町	<p>負担基準額の1,000分の4.6に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p>

	<p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p>
淀江町	<p>負担基準額の1,000分の2.2に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p>
大山町	<p>負担基準額の1,000分の6.4に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p>
名和町	<p>負担基準額の1,000分の11.9に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。</p>
中山町	<p>負担基準額の1,000分の14に相当する額の範囲内で知事が別に定める額</p>

--	--	--

	なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。
江 府 町	負担基準額の1,000分の0.5に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。
溝 口 町	負担基準額の1,000分の2に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。